

令和7年度埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱実施要領

1 趣旨

埼玉県電気自動車等導入費補助金の交付については、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

2 電気自動車等

車載コンセント（AC100V／1500W）から電力を取り出せる機能を有する電気自動車等にあつては要綱別表1要件（2）を満たすものとする。

3 交付申請期限

要綱第6条の知事が定める期限は、令和7年12月15日とする。

4 注文書、発注書、売買契約書の写し、リース契約書等の日付

要綱別表3の知事が定める日は、電気自動車等及び外部給電器にあつては令和4年10月14日、V2H充放電設備にあつては令和6年4月1日とする。

5 実績報告書の提出期限

要綱第15条第2項の知事が定める日は令和8年3月9日とする。

附則 この要領は、令和7年5月13日から施行する。